

○資源ごみの持ち去りを禁止します

近年、ごみ集積場所から資源ごみを持ち去る行為が、発生しています。
そこで町では、廃棄物の減量化・資源化を一層推進するため、平成22年9月に「藍住町廃棄物処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、ごみ集積場所から資源ごみを持ち去る行為を禁止しました。

○条例改正の概要

- 1, 町又は、町から委託を受けた者以外が、ごみ集積場所に出された資源ごみを、収集・運搬することを禁止します。
- 2, 資源ごみを持ち去る者に対して、禁止命令をすることができます。
- 3, 禁止命令に違反した者（持ち去り行為者及び持ち去りを行わせた法人等）は、20万円以下の罰金に処されることがあります。

○資源ごみ

缶・びん・ペットボトル・古紙・金属類・廃プラスチック類

○条例施行日

平成23年1月1日

○持ち去り行為を見かけた場合は

- 1, 持ち去り行為の日時、場所、持ち去った者や車両等の特徴などの情報を生活環境課又は西クリーンステーションにお知らせ下さい。
- 2, トラブルを避けるためにも、持ち去り行為を行っている者に接触したり、車両を制止したりしないで下さい。

○条例改正部分（抜粋）

第7条の2 町又は町から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、第5条に規定する一般廃棄物についての一定の計画で定める家庭系一般廃棄物の収集場所に排出された家庭系一般廃棄物のうち同計画で定める資源ごみを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、前項の規定に違反して収集又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。

第15条 第7条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。